

# 採用（内定）証明書

支給番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

支給番号は、受給資格者本人が事前に受給資格者証を見て記載してください。

ふりがな ①氏名						②生年月日	昭和 平成	年	月	日						
③住所	(〒 - )															
④採用年月日 【裏面参照】	令和	年	月	日	⑤面接年月日	令和	年	月	日	⑥採用内定 年月日	令和	年	月	日		
⑦職種						⑧雇用期間の定め	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (～令和 年 月 日まで) ↳ 契約の更新等により1年を超えて雇用する見込み <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無									
⑨週の所定 労働時間 (勤務時間)	時間	分			⑩賃金形態	<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> その他 ( )			⑪賃金月額					円		
⑫採用経路	<input type="checkbox"/> ハローワーク又は運輸局の紹介 <input type="checkbox"/> 知人の紹介 <input type="checkbox"/> 職業紹介事業者の紹介 → 職業紹介事業者の名称 電話番号 ( ) 担当者名 <input type="checkbox"/> その他 ( )															
⑬出勤状況	(注意) 出勤した日に○印、欠勤した日に「欠」、休日に「休」と記載してください。 また、本採用前の見習い、研修、試用期間等の期間も含め記載してください。(裏面参照) なお、証明日現在、出勤していない場合(本採用前の見習い・試用期間等の出勤を含む)は、この欄に出勤状況を記載する必要はありません。															
〔本採用前の 見習い・試用 期間等の月〕	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
〔本採用月〕	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

※採用年月日等を事実と相違して記載し、それが不正受給につながる場合は、雇用保険法第10条の4第2項により失業等給付を受けた者と連帯して返還及び納付していただく場合があります。

上記の記載は事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿  
運輸(支)局長 殿

事業所所在地  
事業所名称  
代表者氏名  
電話番号 ( )  
雇用保険適用事業所番号

ハローワーク(公共職業安定所)には各種技能をお持ちの方が多数登録し、仕事を探しています。  
つきましては、貴事業所の今後の採用予定等についてお知らせください。

1 今後の採用予定はありますか。

- ある →  
ない

職種	採用予定人数	採用予定時期
	人	月頃
	人	月頃

2 ハローワークからの紹介が必要ですか。

- 紹介してほしい 紹介の必要はない

3 現在ハローワークに求人を出していますか。

- 出している 出していない

ありがとうございました。募集の際にはぜひハローワークをご利用ください。

事業主の皆様へ

## お 願 い

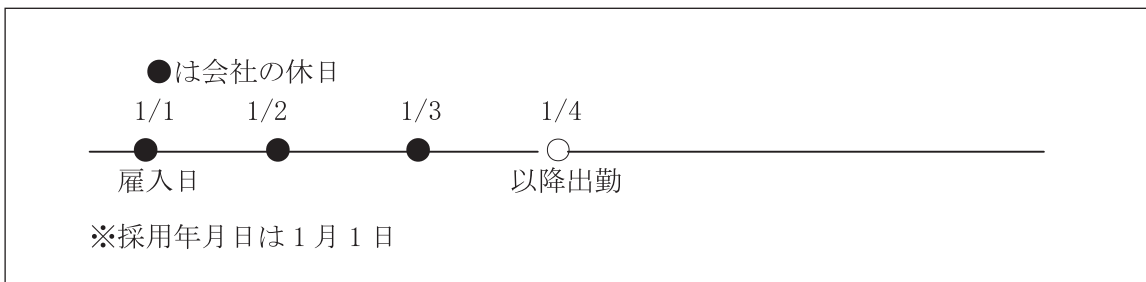
- 1 この「採用（内定）証明書」は、雇用保険の基本手当の受給手続きをされている方が就職された場合に、ハローワーク又は運輸（支）局に提出していただくものです。
- 2 この証明書は、雇用契約書となるものではなく、採用予定の年月日または採用年月日を証明していただくことにより、本人に対して、いつまで雇用保険の基本手当の支給を行うかなどについて確認するためのものです。

以上の点につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

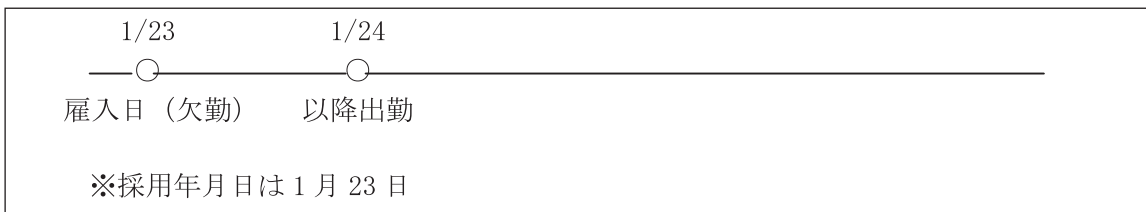
### ④欄「採用年月日」についての注意事項

雇用関係に入った最初の日（雇用契約に基づき、労働を提供すべきこととされている最初の日）を記載してください。

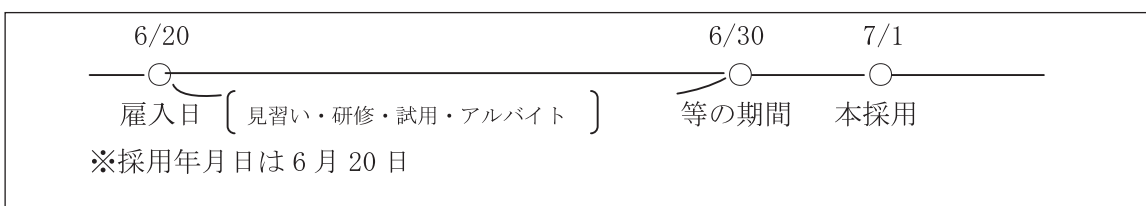
（例1） 雇入日が休祝日にあたる場合



（例2） 出勤すべき初日に欠勤した場合



（例3） 本採用の切替前に見習い・研修・試用期間・アルバイト等がある場合



記載にあたっては、必ず出勤簿・賃金台帳等関係帳簿に基づいて正確に記載してください。